

参考資料（１）

第１２次千葉県鳥獣保護管理事業計画

1	第１２次千葉県鳥獣保護管理事業計画等の策定について・・・・・・・・・・	1
2	第１２次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）の概要・・・・・・・・・・	2
3	特定猟具使用禁止区域（銃器）指定計画書（新規）・・・・・・・・・・	5
4	第１２次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）に係る意見及び県の考え方・・	7

平成２９年３月１０日

千葉県環境審議会鳥獣部会

第12次千葉県鳥獣保護管理事業計画等の策定について

鳥獣保護管理事業計画の策定について

- 鳥獣保護管理法第4条の規定により、国の基本指針に即して県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関して定めた法定計画
- 現計画（第11次計画）が平成29年3月31日で終了するため、次期計画を定めるもの

計画の構成（国の基本指針に即して構成）」

- 第1 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
- 第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 【強化】
- 第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- 第6 特定計画の作成に関する事項
- 第7 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- 第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 【強化】
- 第9 その他

計画の内容

- 計画期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）
- 原則として、現計画（11次計画）を踏襲
- 改正のポイント
- ＜捕獲の強化＞
 - ・狩猟免許を受けていない者に対する捕獲許可要件の緩和
 - ・空気銃の捕獲許可要件の緩和
 - ・ニホンジカの銃猟の規制緩和
- ＜実施体制の充実＞
 - ・捕獲の担い手の確保及び育成
 - ・鳥獣保護管理センターのあり方検討

第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）

○鳥獣保護管理事業計画の下位の計画として、農作物被害が深刻な状況にある鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）の対策を獣種別に定めたもの

○計画期間（各計画共通）

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

➤イノシシ・・・（第2次計画）

＜管理の目標＞

農作物被害の抑制、生活環境被害の抑制、生息域の拡大防止

＜対策＞ 総合的な対策（捕獲・防護・生息環境管理）を推進する。

- ・普及啓発及び人材育成【強化】、体制整備による捕獲促進【新規】
- ・市街地出没への対応体制の構築【新規】
- ・個体数推定によるモニタリングの実施【強化】

➤ニホンジカ・・・（第4次計画）

＜管理の目標＞

ニホンジカ地域個体群の適正規模への抑制及び安定的維持

農林業被害の軽減、生態系への影響の軽減

＜対策＞ 捕獲強化により被害軽減を図る。

- ・狩猟の県独自規制の撤廃と国規制の解除による捕獲促進【新規】
- ・市町村への捕獲目標の提示、体制整備による捕獲促進【新規】

➤ニホンザル・・・（第4次計画）

＜管理の目標＞地域個体群の保全、被害の軽減

＜対策＞ ザルの群れの状況把握により個体群管理を促進する。

- ・加害レベルに応じた被害対策の実施【強化】

第12次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

I. 鳥獣保護管理事業計画の策定について

鳥獣保護管理事業計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第3条の規定により、環境省が策定した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に即して、同法第4条に基づき知事が策定する鳥獣保護管理事業の実施に関して定めた法定計画である。

「第11次鳥獣保護管理事業計画」（H24.4.1～H29.3.31 5年間）期間の満了に伴い、基本指針に即して、11次計画を継承しつつ、新たな記述を追加し、「第12次千葉県鳥獣保護管理事業計画」（以下、「12次計画」という。）を策定する。

II. 12次計画の主な改正点について

鳥獣の捕獲を推進するため、以下のような改正を行う。

1. 狩猟免許を所持しない者に対する捕獲許可要件の緩和（国の指針に沿い緩和）

○農業者が、農業被害の防止のために、自らの事業地内において小型の獣類を捕獲する場合、狩猟免許を受けていない者であっても捕獲を許可する。

【現 状】 狩猟免許を所持する者に対して捕獲許可を行う。

【改正理由】 捕獲に伴う安全及び錯誤捕獲等のおそれが少ないことを担保することで、農業者自らが行う捕獲に対する捕獲許可要件を緩和し、鳥獣の捕獲を推進する。

【条 件】 希少鳥獣が生息する地域を除くこと。1日1回以上の見回りの実施。

2. 空気銃の捕獲許可要件の緩和（県独自に定めた基準の緩和）

○空気銃による大型獣類の捕獲は認めていないが、ニホンザルに限って銃の威力があるなどの条件を付して基準を緩和する。

【現 状】 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、国の基本指針により大型の獣類の捕獲は認めていない。

【方 針】 ニホンザルに限り、銃の威力があるなどの条件（対象を取り逃がす危険を回避するため。）を付して基準を緩和する。

3. ニホンジカの銃猟の規制緩和（県独自に定めた基準の撤廃）

○平成19年度から実施してきたニホンジカの入猟者の事前承認は実施しない。

【現 状】 狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、ニホンジカの銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制（人数、実施地域の制限）の下で実施。

【撤廃理由】 ニホンジカの個体数は適正数を大幅に上回っており、捕獲数を増加させる必要があることから、入猟者数の制限を撤廃する。

Ⅲ. 12次計画の主な概要について

1. 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

2. 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

(1) 鳥獣保護区（既存59箇所、42,587.56ha）

原則、存続又は期間更新し保全に努める。

(2) 特別保護地区（既存6箇所、427ha）

原則、存続し、期間満了となる指定地区について再指定する。

(3) 休猟区

指定しない（既存指定箇所なし）

3. 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

減少傾向にあるヤマドリを鳥獣保護区等に放鳥する。（放鳥計画数150羽/年）

ただし、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた検討を進める。（指針に基づき新たに記載）

4. 鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止目的として、国の指針に沿って緩和するものと県独自に定めた基準の緩和を行う。

(1) 狩猟免許を受けていない者に対する小型獣の捕獲許可要件の緩和（国の指針に沿って緩和）

・ II 1 に記載

・ 住宅や建物の被害を防止するために、当該敷地内において捕獲する場合

(2) 鳥獣捕獲推進のための捕獲許可要件の緩和（県独自に定めた基準の緩和）

・ II 2 に記載

・ その他、銃以外による捕獲については、タヌキと鳥類の捕獲期間を3カ月から1年以内に延長し、捕獲従事者の保険の加入は必須としないなど県独自に定めた基準を緩和する。

5. 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

(1) 特定猟具使用禁止区域

① 特定猟具使用禁止区域（銃器）（既存の226箇所、191,319.4ha）

存続又は再指定するとともに、新規に1箇所（栄町）、21haを指定する。

② 特定猟具使用禁止区域（わな）（既存の1箇所（市原市・長柄町）、363ha）

再指定する。

(2) 特定猟具使用制限区域及び猟区

指定しない（既存指定箇所なし）

(3) 指定猟法禁止区域

指定猟法禁止区域（鉛散弾）（既存の1箇所（香取市）、245ha）

存続する。

6. 特定計画の作成に関する事項

地域個体群の安定的な維持及び管理を図る必要が認められるもの（本県では、ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ）について、平成29年度を始期とする第二種特定鳥獣管理計画の見直しを平成33年度に行い、次期計画を作成する。

（12次計画では、特定計画を作成することのみ記載し、具体的な取り組みは、特定計画で定める。）

7. 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

科学的知見に基づいた適正な鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣の生息状況等について鳥獣生息分布調査、ガン・カモ・ハクチョウ類調査、狩猟鳥獣生息調査を引き続き行う。

また、捕獲された個体の情報を効果的に集積し、活用を図る。

8. 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

（1）鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員

鳥獣保護管理事業の実施及び狩猟の適正化のため、鳥獣行政担当職員による指導取締り体制を整備するとともに、鳥獣保護管理員を配置する。

（2）保護及び管理の担い手の育成

鳥獣による農林産物等への甚大な被害の増加に伴い、次のとおり地域の捕獲の担い手の確保及び育成を図る。

- ・わな猟免許の取得を促進するとともに、鳥獣被害対策実施隊等を活用して、地域の被害を地域で解決するための体制づくりを推進する。
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保を図る。
- ・地域の実情・必要性等を踏まえた上での狩猟免許試験を開催する。
- ・女性や若者をターゲットにしたハンター養成講座を開催する。
- ・わな猟免許取得者の技術向上を図るための研修を実施する。

（3）鳥獣保護管理センター（指針に基づき新たに記載）

科学的・計画的な鳥獣保護及び管理の総合的拠点となる鳥獣保護管理センターのあり方を検討する。

9. その他

（1）狩猟の適正化等（県独自に定めた基準の撤廃）

II 3に記載

（2）普及啓発（指針に基づき新たに記載）

猟犬の適切な管理の項目を追加し、猟犬による事故防止を図るため、猟犬の適切な管理について狩猟者に注意を促す。

特定猟具使用禁止区域（銃器）指定計画書(新規)

1 特定猟具使用禁止区域（銃器）の名称

栄町安食・北特定猟具使用禁止区域（銃器）

2 特定猟具使用禁止区域（銃器）の区域

区域は別添のとおり

3 特定猟具使用禁止区域（銃器）の存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日

4 特定猟具使用禁止区域（銃器）の面積

総面積 21ha

内訳 陸地 18ha

水面 3ha

第12次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）に係る意見及び県の考え方

意見提出元	ページ	項目	提出された意見	県の考え方	計画案への反映状況	提出された意見への対応
市原市	9	第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	「第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項」ア指定に関する中長期的な方針」について、干潟については、小櫃川河口域以外にも必要に応じて調査をしていただきたい。	鳥獣の生息状況及び環境調査を行う場合、市町村が当該干潟を鳥獣保護区に指定すべきと要望をした際に、県として指定するかどうか判断する材料として調査を行います。	原案のとおり (×)	実施済み
市原市	11	第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	森林鳥獣生息地の保護区について、鳥獣保護区についてはイノシシ被害等の理由により期間の更新等について住民理解が得られなくなっている。イノシシ被害等の状況を鑑みて期間の短縮等も検討していただきたい。	鳥獣保護区については、鳥獣の生息地および生息環境を長期的に安定して保全する観点から指定期間を10年としています。必要に応じて、短縮を検討することは可能です。 なお、鳥獣保護区であっても被害を及ぼす鳥獣の捕獲は可能ですので、御理解ください。	原案のとおり (×)	計画案には記載しないが対応可能
パブリックコメント	—	第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	具体的な捕獲数または保護の指示、支援内容が明確にされていない。県は、県内の鳥獣に対する生息数、生息領域、個体の習性、繁殖行動、移動傾向などの基本的データの集積、分析、調整する機能と予算があって、市町村の設定する捕獲計画に対し認可、許可の権限を行使するのみでなく、捕獲と保護の間の調整、財政的支援を行う機関ではないか。	特に管理が必要な鳥獣（イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル）及び防除実施計画を策定している獣種（キョン・アカゲザル・アライグマ）については、個別計画内に、捕獲方針や対策等を明示しています。 また、千葉県野生鳥獣対策本部等を通じて、鳥獣の基本的データ等の必要な情報を提供しています。 なお、第12次計画より、法に基づいて行われる捕獲にかかる科学的な情報を収集・整理することにより、本県の鳥獣保護管理事業の進捗を把握することとしています。	原案のとおり (×)	実施済み
パブリックコメント	33	第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	今回の改定で小型獣の捕獲に狩猟免許を必要としない条項が加わることにより、県全域での小型獣の捕獲増加が発生する危険がある。日本固有の種である、タヌキ、ウサギ、キジ、コジュケイなどの種を保護し、箱わなで捕獲することは最小限に抑えるように各市町村への捕獲指導を期待する。	従来から捕獲の許可にあたっては、市町村に対して被害を防止できる必要かつ適切な数となるよう指導をしているところです。	原案のとおり (×)	実施済み
パブリックコメント	33	第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	捕獲許可基準ア（イ）（b）の項中、対象を「アライグマ、ハクビシン等の中型の獣類」を「アライグマ、ハクビシン等の中型の獣類（日本タヌキ）を除く」とするべき。	被害防除対策によっても被害が防止できないと認められる場合には、被害防止の目的の捕獲を許可することが適当と考えます。	原案のとおり (×)	対応しない

第12次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）に係る意見及び県の考え方

意見提出元	ページ	項目	提出された意見	県の考え方	計画案への反映状況	提出された意見への対応
パブリックコメント	33	第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	農作業における邪魔者はすべて排除するという観点があると思うが、国際環境保護の観点から“動物との共存”の必要性をもっと国に対しても発言すべきである。各県同じ問題を抱えており、千葉県が全国の指導的立場に立っていただくことを強く期待する。	本県に限らず、“動物との共存”との観点から、特定外来生物以外の鳥獣については、被害が受忍できる範囲を超え、被害防除対策によっても被害が防止できないと認められる場合のみ、捕獲が許可されます。	原案のとおり (×)	実施済み
市原市	33	第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 3 目的別の捕獲許可の基準	農業者が、農業被害の防止のために、自らの事業敷地内において小型の獣類を捕獲する場合、狩猟免許を受けていない者であっても捕獲を許可する」旨の記載がある。許可基準の緩和により、ハクビシン等の小動物に対する捕獲圧が強まると考えられる。しかし、わな免許の取得を免除することにより、動物の知識不足が懸念され、希少種等の錯誤捕獲の恐れが考えられる。そのため、「狩猟及び動物に対して、相当の知識を有する者など」の文言を追加していただきたい。また、事故防止の観点を含みわなには使用者等を明記することを義務付け、さらに、届出義務を付していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 希少種の錯誤捕獲については、許可基準を“自らの事業敷内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く）”として配慮しています。また、希少種以外の錯誤捕獲の状況について把握するために、許可後の捕獲結果報告の際に併せて錯誤捕獲結果の報告も求めることを検討しています。 わなへの使用者の明記については、鳥獣法第9条第12項により、猟具ごとに、氏名等を表示することが義務づけられていることを申請者に周知し、標識の用意を確認するとともに記載事項について指導します。 	原案のとおり (×)	計画案には記載しないが、対応予定
鴨川市	36	第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 3 目的別の捕獲許可の基準	銃器による捕獲許可日数について、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・外来鳥獣等が1年以内であるのに対し、その他の獣種等が3か月以内（適正な捕獲計画が提出された場合は6か月以内）と短い。安全管理上、特に問題が無いと思われるため、1年以内に改めていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 中型及び小型の獣についてはほとんどがわなにより捕獲されていると考えられ、許可捕獲において常時銃器による捕獲が必要な状況が想定されにくい。許可期間は3か月以内としています。 鳥類については、銃器による捕獲も行われていますが、イノシシ等と比べると、常時行われているとは言えず、また、人の立ち入るような区域と捕獲区域が重なるケースも考えられることから、安全面も考慮して許可期間は3か月以内としています。 なお、次期計画では、特に管理の必要のある鳥獣については、捕獲方法や捕獲日等の報告も必要に応じて求めていくこととしており、常時、銃器を用いる捕獲が行われている実態や必要性が確認された獣種については、許可期間の延長について検討してまいります。 	原案のとおり (×)	第12次計画では対応しない。ただし、第13次計画策定作業時に検討
印西市	41	第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 5 鳥類の飼養登録	鳥類の飼養登録について、鳥類の専門家等による個体の問診や鑑定等の現地調査を行っていただきたい。	鳥類の飼養登録については、「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」に基づき、市町村長に事務委任をしているため、個別の問診や現地調査については、各市町村において判断願いたい。	原案のとおり (×)	対応しない

第12次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）に係る意見及び県の考え方

意見提出元	ページ	項目	提出された意見	県の考え方	計画案への反映状況	提出された意見への対応
芝山町	56	第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 1 鳥獣行政担当職員	野生鳥獣による農林業被害への対策は、農林水産部局や各出先機関と協議し、地域の状況に即した効果的な対応について検討願う。	鳥獣による農林業被害は、鳥獣被害特別措置法に基づき市町村が「被害防止計画」を策定し対応ができます。 また、県では野生鳥獣対策本部を設置し、市町村、狩猟者団体、関係機関等と総合的に対応することとしており、また、農業事務所ごとに地域野生鳥獣対策連絡会議を設置し、地域の課題に対応することとしています。	原案のとおり (×)	実施済み
市原市	59	第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 3 保護及び管理の担い手の育成	狩猟者の育成及び確保のための対策について、「今後も、市町村が実施する捕獲事業の従事者を増加させるため、わな猟免許の新規取得促進に努めることとするが、狩猟免許試験の回数及び試験開催地については地域の実情及び必要性を踏まえた上で決定する。」とあるが、平成27年度には新規狩猟免許取得者数が急増しており、今後も多くの取得希望者が現れることが予見されるため、更なる適正な試験回数の増加や適正な会場の確保に努めていただきたい。	狩猟免許試験の受験者数の増加に伴い、県としましても、試験回数を4回（平成26年度）から7回（平成28年度）に増やし、また、農業被害が多い安房地域で試験を開催しているところです。引き続き、受験者数の動向を確認しながら、開催回数、試験開催地を決定してまいります。なお、近年、1回あたりの受験者数が多い試験日もあるため、適正な試験会場の確保等の観点から、定員制の導入も検討してまいります。	原案のとおり (×)	第12次計画内で対応予定
市原市	59	第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 3 保護及び管理の担い手の育成	近年の狩猟免許試験合格率が7割前後に留まっていることから、取得率向上に向けた取り組みも検討していただきたい。	狩猟免許試験は法に基づく試験であることから、法及び施行規則に基づき実施してまいります。県として、取得率向上に向けた取り組みの実施予定はありません。	原案のとおり (×)	実施しない
芝山町	62	第9 その他 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	外来生物による生態系への被害防止対策に努めるようお願いする。	県では、特定外来生物に指定されているアカゲザル・キョン・アライグマの防除実施計画を策定し、生態系への被害防止対策に努めています。	原案のとおり (×)	対応済み
芝山町	65	第9 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 6 感染症への対応	渡り鳥の対応に関して、鳥インフルエンザ等感染症の拡大防止や、ゴルフ場等の渡来地への被害防止について配慮をお願いする。	鳥インフルエンザ等感染症の拡大防止は、養鶏農家による鶏舎への侵入防止対策の徹底を図るとともに、市町村等の協力を得て死亡野鳥等によるモニタリングを実施してまいります。 また、餌付けを行うことで、リスク種が密集し、感染拡大を招く恐れがあることから、県民に安易な餌付けを行わないよう注意喚起を行ってまいります。	原案のとおり (×)	対応済み
印西市	66	第9 その他 7 普及啓発	安易な餌付けの防止について、安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響等について、環境省及び県で講習会やPR活動を行っていただきたい。また、適正な餌付けの定義や方法についてもご教示いただきたい。	ホームページなどを通じて安易な餌付けの防止に関する普及啓発を県としても積極的に実施してまいります。	原案のとおり (×)	第12次計画内で対応予定